第71号(第90条関係)

# 保　管　業　廃　止　届　出　書

銃砲刀剣類所持等取締法 □第１０条の８第４項<br>□第10条の8の2第4項 の規定により、□猟　銃　等<br>□クロスボウ の保管の業務を廃止したことを次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

公安委員会　　殿

届出人氏名

| | |
|---|---|
| 事業場の名称、所在地及び電話番号 | |
| 廃　止　年　月　日 | 年　　月　　日 |
| 廃　止　の　理　由 | |

備考　1　猟銃等に係る届出を行う場合にあつては第10条の8第4項とある□及び猟銃等とある□内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあつては第10条の8の2第4項とある□及びクロスボウとある□内にレ印を記入すること。

2　届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

3　事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。

4　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。